

■ 燃料油高騰が貨物運送事業者の経営に与える影響

- ◆ R3.3とR4.4の経営状況を比較（県トラック協会調べ：30社）
売上、燃料使用量は減少しているものの、燃料費は前年同月を上回り、燃料価格の高騰が経営に大きな打撃を与えている。

平均：1社当たり	R3.4月	R4.4月	差額
売上額(千円)	37,287	36,326	-961
燃料使用量(ℓ)	53,099	51,685	-1,414
燃料費(千円)	5,713	6,572	859

◆ 貨物運送事業者の声

- ・ 荷主企業も経営的に苦しい状況のため、今は燃料サーチャージ料等の運賃費用を上げることは、不可能と言われる。
- ・ 荷主企業のなかには、燃料サーチャージ制の理解度が低い企業もあり、導入のための交渉以前にサーチャージ制について、理解をしてもらう必要があり大変時間と労力が掛かる。

■ 燃料油高騰に伴う取組状況等

取組状況(R4)

- ◆ 貨物運送事業者と荷主への燃料サーチャージ制度の適用状況に関する実態調査（9月、1月）・・・県、トラック協会
- ◆ 価格転嫁の働きかけ強化のためのセミナー開催（8～9月）・・・県
- ◆ 燃料サーチャージ制度の周知や取組強化のためのセミナー開催（11月）・・・トラック協会
- ◆ 価格転嫁円滑化に向けた連携協定の締結（2月17日）・・・県、国、関係団体（商工会議所連合会、トラック協会等）

■ 県の取組方針

- 今後の燃料価格の高騰に対応するためにも、**燃料サーチャージ制度の適用に向けた取組をトラック協会と連携して展開**
- コロナ禍で制度適用の交渉が難航している現状を踏まえ、トラック業界として今後も粘り強く交渉を継続していくためにも、県として**交渉を頑張る事業者を後押しし、制度の浸透を促す**

貨物自動車運送業燃料高騰緊急対策事業

■ エコタイヤ購入支援事業の創設

事業目的： 燃料価格の高騰お影響を受ける県内貨物自動車運送事業者に対して、燃費向上による輸送コストの軽減及び運賃収受の適正化による安定した物流環境を確保する

事業内容： 燃費の向上を図ることが出来るエコタイヤへの交換費用の一部助成を行う

対 象： **県内に営業所を有する貨物運送事業者** ^(※注1) 538社 (令和4年4月1日登録数)

助成要件： **令和5年2月17日～令和5年9月30日までに新規に購入し、支払いまで完了**

申請にあたっては、燃料サーチャージの導入について、荷主との交渉記録（具体的な内容が確認できる資料）等の提出を必須とする

助成金額： **エコタイヤ1本につき5千円を助成 1事業者あたり最大10万円（20本相当）**

必要予算： 5,380万円

※注1

県内に営業所を有する貨物運送事業者

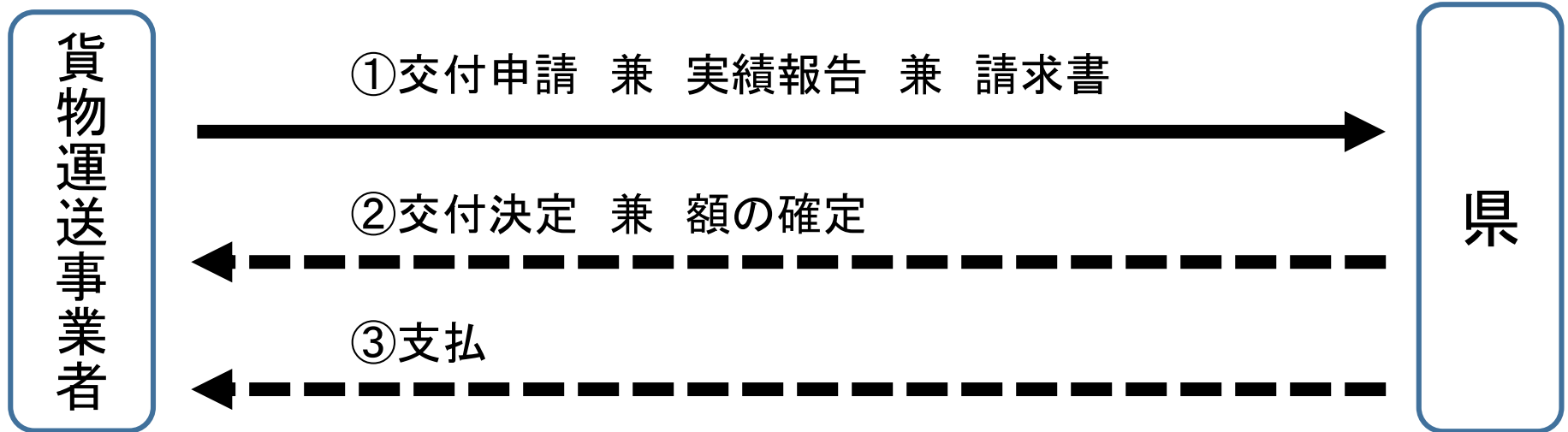
貨物自動車運送事業法第1条第1項第2号もしくは同法35条2項の規定による事業計画において定めた営業所をいう。

貨物自動車運送業燃料高騰緊急対策事業

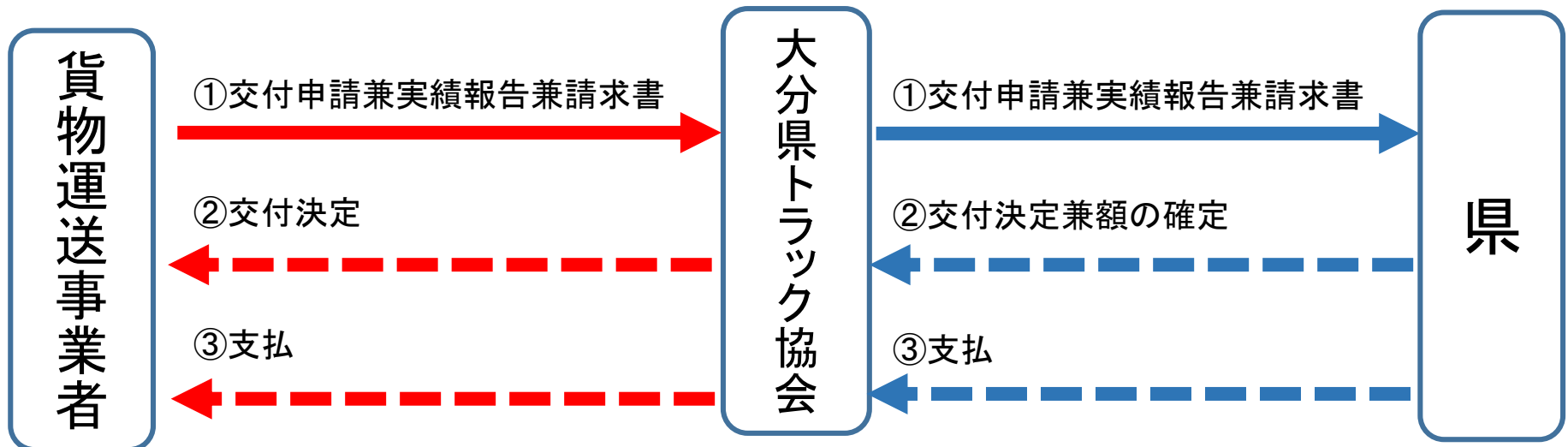
■ 手続の流れ

交付申請受付開始時期は、令和5年6月頃を予定。

< 基本的な手続手順 >



< 大分県トラック協会会員の皆様の手続手順 >



<問い合わせ先>

大分県 企画振興部 交通政策課 地域交通班

エコタイヤ購入補助金担当

TEL 097-506-2153